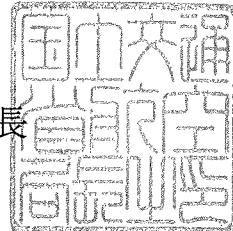




国空總第791号
国空制第368号
平成22年10月12日

福岡航空交通管制部長 殿

航空局長



部外者による無線交信の再発防止の徹底等について

今般、福岡航空交通管制部において、部外者に無線交信を行わせるという事案が発生した。

かかる行為は、我が国の空の安全に対する国民の信頼を大きく損なう、航空局職員としてあるまじきものである。

貴職においては、直ちに下記事項を実施し、貴下全職員に対し、改めて航空局職員が担っている職責の重要性について再認識させるとともに、緊張感をもって日々の業務にまい進するよう徹底されたい。

記

1. 再発防止の徹底

- (1) 貴下全職員に対し、今般の事案について周知するとともに、二度と同様の事案を発生させないため、業務の確実な遂行及び安全意識の徹底を図ること。
- (2) 事案発生時における事実関係の迅速かつ的確な報告を徹底すること。

2. 貴官署において、今回と類似の事例が過去に発生していないか詳細を調査し報告すること。(10月中を目途)

3. 見学・視察に対する受入要領を策定していない官署については早急(10月15日まで)に策定することとし、それまでの間は原則として見学・視察を中止すること。